

# 安全衛生委員会運営規程（例）

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この委員会は、株式会社安全衛生委員会（以下、委員会という）と称する。

### （目的）

第2条 委員会は、安全衛生に関して従業員の理解と協力を得て、会社全般の安全衛生管理を円滑に推進するために設ける。

### （性格）

第3条 委員会は、安全衛生に関する調査審議機関とする。

2 委員会は、安全衛生の水準向上のために必要と認める事項につき、議決を経て事業者に建議することができる。

## 第1章 委員会の構成

### （構成）

第4条 委員会は、以下の構成員によって構成する。

- (1) 委員会に委員長及び副委員長をおく。
- (2) 委員会の委員数は、委員長ほか10名以上16名以下とする。
- (3) 委員会の委員には、安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者を含むものとする。
- (4) 委員会の委員には、産業医のうちから事業者が指名した者を含むものとする。
- (5) 委員会の委員には、安全及び衛生に関する経験を有する者のうちからそれぞれ事業者が指名した者を含むものとする。
- (6) 委員長を除く委員のうち、半数は事業者が指名した者、そのほかの半数は労働組合（従業員の過半数を代表する者）が推薦した者の中から事業者が指名した者とする。
- (7) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

### （委員長・副委員長）

第5条 委員長及び副委員長の選出方法及び任務は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長は事業者が指名する。
- (2) 副委員長は委員長が指名する。
- (3) 委員長はこの委員会を統括管理する。
- (4) 委員長は委員会の運営上、必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。

### （任期）

第6条 委員の任期は、以下のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 委員の欠員の生じたときはすみやかに補充する。補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （会議の運営）

第7条 委員会は毎月少なくとも1回開かなければならない。

### 第3章 委員会の任務

#### (審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 従業員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
  - (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること安全、衛生に係るものに関すること。
  - (3) 従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
  - (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
  - (5) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で安全、衛生に係るものに関すること。
  - (6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
  - (7) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
  - (8) 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
  - (9) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
  - (10) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
  - (11) 健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
  - (12) 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
  - (13) 従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
  - (14) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関すること。
  - (15) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。
- 2 総括安全衛生管理者は、委員会の審議に関し、次に掲げる事項について、委員会に報告するものとする。

- (1) 発生した労働災害（不休災害を含む）の発生状況、原因及び防止対策
- (2) 安全衛生に関する成績の近況とその問題点
- (3) 有害性の調査の結果
- (4) 作業環境の測定結果
- (5) 健康診断の実施結果
- (6) その他、安全衛生に関する有意義な事項

#### (委員会の任務)

第9条 委員会は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 本社・工場内を定期又は随時に安全衛生の観点から巡視し、その結果を総括安全衛生管理者に報告すること。
- (2) 災害の原因及び類似災害の防止対策について、必要と認めるときは当該現場の検証を行うこと。
- (3) 安全衛生に関し、労使協力の気運を醸成するための努力をすること。

#### (証票の使用)

第10条 委員会の委員は、就業中は委員たる証票（腕章）を使用しなければならない。

#### (事務局)

第11条 委員会に事務局をおき、以下の事項により適正に運営する。

- (1) 委員会の委員から書記をおく。
- (2) 書記は1名をもってこれにあてる。

- (3) 書記は委員会における議事の議事録を作成して、これを3年間保存しなければならない。
- (4) 委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって従業員に周知するものとする。
  - ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
  - イ 書面を従業員に交付すること。
  - ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他のこれらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に従業員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(運営上の必要事項の決定)

第12条 労働安全衛生法関係の法令関係事項及びこの規程に定める事項のほか、この委員会の運営に必要な事項は委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日より施行する。
- 2 この規程は、必要に応じて改定する。